

行政委員会事務局ワーク・ライフ・バランス推進委員会設置要綱

制定 平成 28 年 4 月 28 日最終改正 令和 4 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基本理念に基づき、大阪市特定事業主行動計画を推進するため、行政委員会事務局ワーク・ライフ・バランス推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 仕事と子育ての両立支援プランに基づく取組における具体検討や実施状況の把握・点検

(2) 「大阪市市長部局ワーク・ライフ・バランス推進委員会」への検討・実施状況の報告

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、総務部総務課長をもって充てる。

3 委員は、総務部、選挙部、監査部及び任用調査部より 1 名ずつそれぞれ部長の推薦により委員長が定める。

4 委員会は、委員長が委員を招集して行う。

5 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(施行の細目)

第 5 条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。